

**受給者証が新しくなります
重度障害者医療費**

現在使用されている重度障害者医療費受給者証の有効期限は7月31日までです。8月1日以降も引き続き資格がある方には、新しい受給者証を7月下旬ごろ郵送します。

なお、所得制限等により資格停止となる方については別途通知します。

※従来の更新手続きは不要です。

問合せ先
福祉課 社会福祉係

TEL 820-5605
(福祉課)

**更新の手続きを！
ひとり親家庭等
医療費受給者証**

現在使用されている医療費受給者証の有効期間は7月31日までです。該当される方には、通知書を7月下旬ごろ郵送しますので、新

しい受給者証（8月1日から有効）に交換する手続きを行ってください。

手続きに必要なもの

- ・ 郵送された通知書
- ・ 現在ご使用の受給者証
- ・ 印鑑（はん）
- ・ 健康保険証（国民健康保険又は社会保険等）

受付場所 福祉課

午前8時半～午後5時半
（正午～午後1時は除く）
（土・日・祝日除く）

※開庁時間内に来庁できない方のために、次の日程で休日又は夜間の受付を行います。

受付日時	
7月23日 (日)	10:00～ 12:00
7月24日 (月)	夜間20:15 まで延長

※正面玄関よりお入りください。

問合せ先

福祉課 児童福祉係

TEL 820-5605
(福祉課)

国民健康保険高齢受給者証更新（70歳以上）

国保高齢受給者証について、有効期限が7月31日までです。新しい受給者証（もも色）を郵送で7月末日までに送付します。

受給者証をお持ちの方で8月になっても新しい受給者証が届かない場合は、住民課までご連絡ください。

問合せ先

住民課 保険年金係

TEL 820-5604
(住民課)

ごぞんじですか？

くわしい年金知識

7月から「国民年金保険料の免除制度」がご利用しやすくなります。

保険料の免除制度は、「全額免除制度」と「半額納付制度」の2種類でした

が、7月からは、「1/4納付制度」（保険料の1/4を納付）、「3/4納付制度」（保険料の3/4を納付）の2種類があらたに加わり、全額免除制度と3段階の一部納付制度になります。一部納付する場合の月々の保険料額は次のとおりです。

- ・ 1/4納付 ↓ 3千470円
- ・ 1/2納付 ↓ 6千930円
- ・ 3/4納付 ↓ 1万400円

これらの制度は、本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

問合せ先

広島南社会保険事務所

TEL 253-7710

ねんきんダイヤル

TEL 0570-051165

住民課 保険年金係

TEL 820-5604

(住民課)

平成18年度補助犬（盲導犬）給付について

対象者

県内（広島市を除く）に1年以上居住し、今後も相当期間県内に居住することが見込まれる、18歳以上で

あゆみ祭り

「あゆみ祭り」に、夕涼みをかねて、家族そろってお越しください。

7月15日（土）17:00～20:00
あゆみ生活実習所

内容 バザー、アトラクション、喫茶コーナー、展示、福引きなど
主催 あゆみ生活実習所
共催 あゆみ後援会

活動紹介 障害のある人達が、作業など様々な活動を通じ快適で充実した生活を送ることをめざしています。通所販売の福祉向上に役立っているため、商品販売を行っています。

商品例 石けん、手芸品、お茶、昆布、ラーメンなど
問合せ先 あゆみ生活実習所
TEL 855-2150
(福祉課)

視覚障害程度1級の身体障害者手帳を所持する方。

その他所得制限などの要件があります。詳しくは、視覚障害者団体連合会事務局までお問い合わせください。

申請書
福祉課の窓口へ設置

提出締切

8月7日(月)までに福祉課に提出

問合せ先

社会福祉法人 広島県視覚障害者団体連合会事務局

TEL & FAX 229-23320

(福祉課)

被爆二世健康診断

3月10日(土)まで

対象者

両親のいずれかが原子爆弾被爆者である方

・広島被爆者：昭和21年6月1日以降に生まれた方

・長崎被爆者：昭和21年6月4日以降に生まれた方

申込期間
7月3日(月)～
平成19年1月15日(月)

実施期間
7月10日(月)～
平成19年2月28日(水)

※精密検査は、平成19年

(※精密検査は、平成19年

7月10日(月)～平成19年2月28日(水)

申込方法

福祉課・中央地域健康センター・各公民館等に設置してある専用はがきに記入し、県庁被爆者・毒ガス障害者対策室へ申し込みください。

検査費用 無料

※詳しくは、福祉課・中央地域健康センター・各公民館などにあるリーフレットをご覧ください。

問合せ先

県庁被爆者・毒ガス障害者対策室

TEL 513-3116

(健康課)

！おしえて！

介護保険のしくみ



介護保険に関するよくある質問に対してお答えします。

Q お尋ねします・・・

一度、介護認定を受けたら、ずっと介護保険のサービスが利用できるの？

A お答えします・・・

いいえ、認定には有効期間があります。

引き続き介護保険のサービスが必要な場合は、更新の申請をしていただく必要があります。更新申請は有効期間満了の60日前からすることができ、更新申請の手続きは、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業所等に代行申請してもらうことができます。

申請時には、介護保険被保険者証を提示してください。

問合せ先 福祉課 高齢者福祉係
TEL 820-5605 (福祉課)

●子育て支援センターの主な予定

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
18日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
21日(金)	9:30	わくわくキッズ【2歳以上の子どもとその保護者対象】
26日(水)	9:30	ふわふわベビー【2歳までの子どもとその保護者対象】
28日(金)	10:30	親子の関り懇談会(福田宏子)

●パステルルーム

『パステルルーム』は地域でご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場所
13日(木)第2木曜	9:30	東公民館
20日(木)第3木曜		中央ふれあい館
8月10日(木)第2木曜		東公民館

●おひさまルーム 上記以外の日程 9:30~11:30

親子がゆったり遊べる場です。子どもと一緒におもちゃで遊びながら、子育てのことなど、一緒にお話しましょう。ふれあい遊びや絵本の読み聞かせなど、楽しい遊びも紹介します。3ヵ月の赤ちゃんから参加できます。

- ・毎週木曜日は予約による個別相談の日です。子育て支援センター内での遊びはありません。
- ・行事はいずれも11:30に終了予定です。
- ・3ヵ月以下のお子さまは、午前中の行事への参加はご遠慮ください。(個別相談には応じます。)
- ・毎月の予定表は、子育て支援センターに置いてあります。お気軽にお問い合わせください。

**いっしょのそりで
みませんか**



**子育て支援センター
エンゼル通信**

子どもを持つ保護者の方を支える場です。育児相談や親子の遊びなどを通して、楽しく育児ができるように応援しています。

参加者募集!

「ファミリーサポートセンター・子育て講座」

子育て中の方、子育てを応援したいと思っている方なら、どなたでも参加できます。地域で子育てを応援し、子育ての輪を広げましょう。参加を希望される場合は、子育て支援センターに申し込みをしてください。

とき	7月14日(金) 9:30~11:30
内容	「心肺蘇生法」 「身近におこりやすい病気、ケガの応急手当」
講師	日本赤十字社 幼児安全法指導員
参加費	無料
託児	あり(事前の申込が必要です。)

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター
：熊野町貴船99 熊野町西部地域健康センター内
TEL 820-5502 FAX 820-5504

開設日時(※年末年始、祝日を除く)
月～金曜日 9:30~17:00
(子育て相談(要予約)月～金曜日 13:00~15:00)

『家庭の日』作文ポスター募集

募集内容：「作文」原稿用紙3枚程度、「ポスター」四つ切りの画用紙
応募締切：9月8日(金)生涯学習課 展示：12月2日~10日 町民会館ロビー